



平成 19 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 丸八証券株式会社
代表者名 代表取締役社長 島 田 守
(J A S D A Q ・ コード 8700)
問合せ先 取締役 IR 担当兼総合企画担当
中 村 吉 孝
電 話 052-261-3235

金融商品取引法に基づく金融庁の弊社に対する行政処分について

丸八証券株式会社は、平成 19 年 9 月 28 日付で証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して実施された弊社についての行政処分勧告に関し、本日、金融庁・東海財務局より金融商品取引法第 51 条及び同法附則第 43 条第 1 項に基づく同法第 52 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり行政処分を受けました。

弊社は、この処分を厳粛に受け止め、さらに法令遵守を徹底し、信頼回復に努めてまいり所存です。弊社株主の皆様並びにお客様及び関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をお掛けしましたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 指摘事実

①弊社常務執行役員西尾支店長(当時)、執行役員庄内支店長(当時)ら 4 名は、その業務に関し、平成 16 年 4 月 1 日から同 17 年 6 月頃までの間、それぞれの顧客計 4 名との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同 16 年 4 月 14 日から同 18 年 11 月 13 日までの間、取引を執行した。

弊社及びその使用人が行った上記の契約の締結行為は、旧証券取引法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に該当すると認められる。

②弊社取締役リテール本部長及びリテール本部副本部長(いずれも当時)は、その業務に関し、弊社が新規上場の際の株式公募に当たり引受主幹事会社を務めた上場会社の株式の株価について、上場日から当分の間、公募価格と同価格以上に固定させる目的をもって、本店営業部ほか 6 営業部店の部店長らに対し、顧客に公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、当該買付注文を受託・執行するよう指示した。

これを受け、当該部店長らは、それぞれの部店において営業員に上記指示を与え、当該指示を受けた営業員らは、平成 18 年 4 月 11 日から同年 5 月 23 日までの間、顧客に対し、公募価格と同価

格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、103名の顧客から203件33,200株の買付注文を受託し、取引所有価証券市場で執行した。

弊社及びその使用人が行った上記の契約の行為は、旧証券取引法第159条第3項に違反するものと認められる。

2. 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

- ① 平成19年10月22日から同年10月24日までの間、全営業部店の全業務の停止（ただし、信用取引の決済に伴う受託業務等、停止すると顧客に著しい不利益を与える業務で東海財務局が個別に認めたものを除く。）
- ② 平成19年10月25日から同年10月31日までの間、全営業部店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止（ただし、信用取引の決済に伴う受託業務等、停止すると顧客に著しい不利益を与える業務で東海財務局が個別に認めたものを除く。）
- ③ 平成19年11月1日から同年11月30日までの間、西尾支店、庄内支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止（ただし、信用取引の決済に伴う受託業務等、停止すると顧客に著しい不利益を与える業務で東海財務局が個別に認めたものを除く。）

(2) 業務改善命令

- ① 法令違反の根絶に向けた再発防止策（全役職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること。
- ② 今回の法令違反行為に係る責任の明確化を図ること。
- ③ 社内監査体制の抜本的見直しを行うこと。
- ④ 売買管理体制の抜本的見直しを行うこと。
- ⑤ 今般の旧証券取引法第159条第3項に違反する行為により、不当な公募価格で買付けを行うこととなった顧客に対して、今般の行政処分を受けた経緯を含め正確かつ十分な説明を行うこと。
- ⑥ 上記①から⑤について、その対応状況を平成19年11月5日までに書面で提出すること。以後、当該措置が実施完了されるまでの間、3ヶ月ごと及び随時にその実施状況を書面で報告すること。

3. 平成20年3月期（平成19年4月1日～同20年3月31日）の業績予想について

弊社の業績は、経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける状況にあり、そのような状況において業績予想を開示することは投資家等に誤認を与える恐れがあるため、通常業績予想を開示していません。今回の行政処分による収益への影響は見込まれますが、今後の業績への影響を客観的に算出することは困難なため、四半期、中間及び年間の業績速報値を、決算数値が確定したと考えられる時点で速やかに開示いたします。

4. 今後の対応

弊社は、平成17年6月24日、役職員が「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」を行ったことから、金融庁より業務停止命令及び業務改善命令を受けました。以降、弊社は、様々な内部管理態勢の充実・強化に取り組んでまいりましたが、それにもかかわらず、今回、再度、このような行

政処分を受けることにいたったものです。

これを受けまして弊社は、このような事態が発生した抜本的な問題を洗い出し、今後の再発防止を図るために、証券取引等監視委員会より行政処分勧告を受けた平成19年9月28日、顧問契約のない第三者である弁護士による「調査委員会」（別紙参照）を設置いたしました。また、社長直轄の社内プロジェクトチーム「業務改革プロジェクト」を設置し、全役職員挙げて継続的な改革に取り組んでまいります。なお、本件に関する経営陣の責任及び社内処分につきましては、調査委員会による勧告を踏まえて決定したいと考えております。

以 上

(別 紙)

調査委員会の設置について

1. 組 織

当社取締役会から委嘱を受け、独立して活動を行う組織として設置いたしました。

2. 設置の目的

当社が証券取引等監視委員会から度重なる勧告を受けることとなった行為の原因について、直接の原因にとどまらず、コンプライアンス態勢を中心とした社内態勢に関して調査及び検討を行い、これらの見直しを含む再発防止策を当社取締役会に提言することを目的いたします。

3. 調査期間

設置後、概ね2ヶ月を目処として、報告を行うことを予定しております。なお、報告書の要旨及び再発防止策等につきましては、適宜、皆様に開示いたします。

4. 委 員

調査委員会は、以下の4名の委員により構成いたします。

委員長 手塚 一男 (弁護士：兼子・岩松法律事務所)

委 員 森岡 誠 (同 上)

同 佐藤 明夫 (弁護士：佐藤総合法律事務所)

同 熊谷 貴之 (同 上)

5. 当社としての対応

当社取締役会は、調査委員会からの提言を受けた後、提言に従って再発防止策等を順次実施いたします。

6. 委員の略歴

手塚 一男

昭和42年	弁護士登録 (第二東京弁護士会)、兼子・岩松法律事務所
平成3年	第二東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事
平成7年～14年	法制審議会商法部会・会社法部会委員
日本債券信用銀行	調査委員会副委員長
東邦生命、大正生命	調査委員会委員長 等

森岡 誠

平成13年	弁護士登録 (第二東京弁護士会)、兼子・岩松法律事務所
-------	-----------------------------

佐藤 明夫

平成 9 年 弁護士登録（第二東京弁護士会）、三井安田法律事務所
平成 15 年 佐藤総合法律事務所開設
ジャスダック証券取引所 コンプライアンス委員会委員長（現任）
駿河台大学法科大学院兼任教員（現任）
日興コーディアルグループ 特別調査委員会委員 等

熊谷 貴之

平成 12 年 弁護士登録（第二東京弁護士会）、三井安田法律事務所
平成 15 年 佐藤総合法律事務所開設